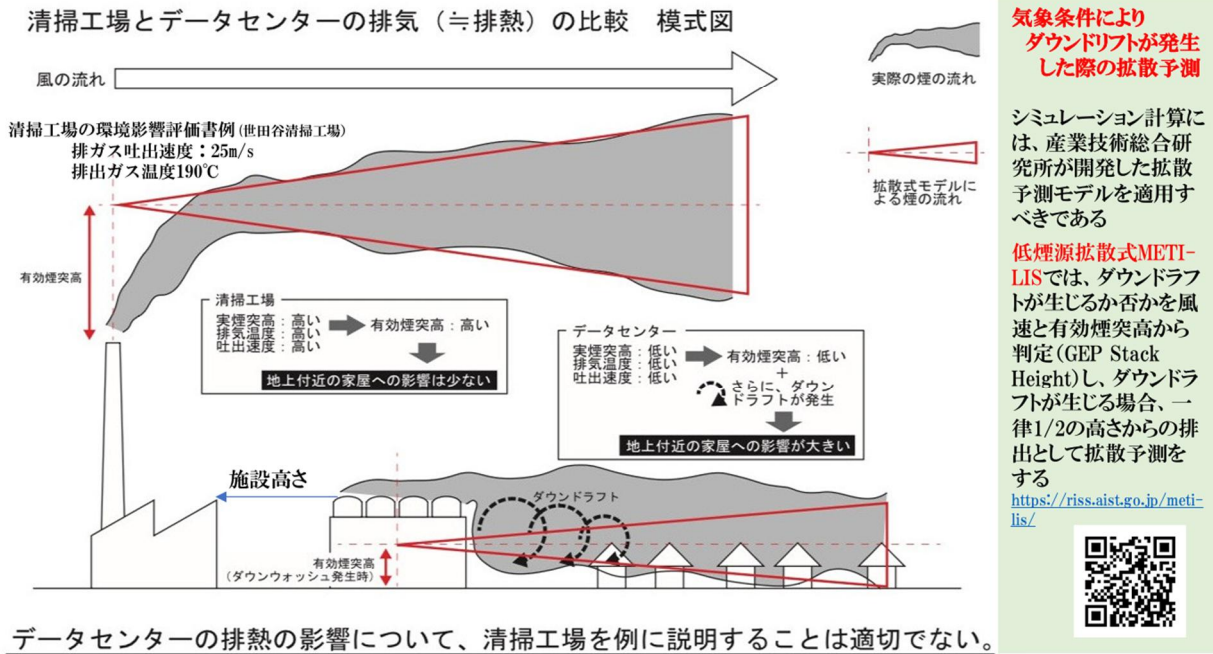


○排煙、排熱の流れ方

日野市環境審議会委員提出資料
2025年12月24日（伊瀬）

清掃工場の排熱による**実害**が認められていないからDCも**問題がない？**

低い面煙源・排熱温度が低い・吐出速度が低い → ダウンドラフトが起きやすい

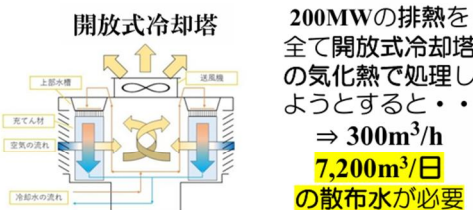


18

○水冷式の仕組み

冷却塔からの放熱・水蒸気に対する懸念

地下水の大量使用に関する懸念



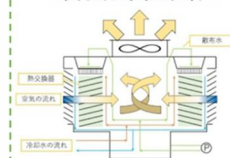
- ・冷却目的が「地下水の合理的利用」に反する
- ・飲料水・湧水・用水・農業への影響
- ・水蒸気大量発生に伴う局地気象影響

地下水に含まれるPFASの
大気への拡散の懸念

米国の一部の州では大気中のPFASに対する規制を導入している
ミシガン州
PFOAの大気中濃度0.07 µg/m³以下
PFOSの大気中濃度0.07 µg/m³以下
ニューハンプシャー州
APFO (ヘンタカフルホロオクタン酸アンモニウム) の大気中濃度：2400ppb以下 (0.24 µg/m³以下)
全米平均：0.024 µg/m³以下

項目	規制値
PFOSの大気中濃度	0.07 µg/m³以下
PFOAの大気中濃度	0.07 µg/m³以下
APFO (ヘンタカフルホロオクタン酸アンモニウム) の大気中濃度	2400ppb以下 (0.24 µg/m³以下)
全米平均	0.024 µg/m³以下

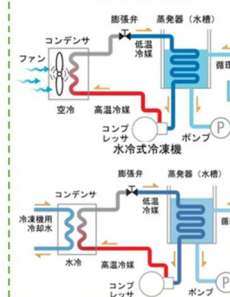
密閉式冷却塔



密閉式冷却塔

→ 水使用量と水蒸気発生を抑制できるが 大気への排熱と電力消費量が増加

空冷式冷凍機



チラー(冷却水循環装置)

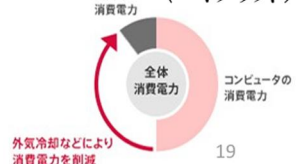
(サーバーの熱を奪うための冷水を生成する冷却装置)
空冷、水冷、液冷

→ 水蒸気を抑制できるが、電力消費量が増加
大気中への排熱を増加

昭島市は昭島GLPデータセンターの地下水利用を認めなかった

	消費電力	動作イメージ	ファンユニット	冷却ユニット	動作概要
中間期 外気運転モード	小	外気運転	ON	OFF	外気をそのまま供給。排熱は全て排気
冬期 混合運転モード	小	外気運転	ON	OFF	冬の冷たく乾燥した外気を排熱と混合、適切な温度に調整して供給
夏期 機械運転モード	大	機械運転	ON	ON	冷却機を稼働させる。通常のデータセンターと同じ仕組み

省エネ型チラー
(ハイブリッド)



19

出典：Urban Data Centers Tokyo 都市型データセンターあり方検討会 HP

データベース▷ 有識者講演データ▷ 「20260620 八王子 DC 学習会」の資料より抜粋
https://drive.google.com/drive/folders/1ngIc0ZceIP8QAaG1xpMUFnRp5DJE_QK3

Ⅲ 事業者との話し合いに向けて

1 | 紛争の解決について

建築紛争は、民事上の問題（私人間の生活関係において生じる諸問題）です。
そのため、当事者間の自主的な話し合いにより解決することが基本です。

解決するためには → 双方の話し合いが基本です。

近隣関係住民の基本姿勢		建築主の基本姿勢
① 説明を最後まで聞きましょう。 ② どのような影響があるか確認しましょう。 ③ 個人的な問題と地域的な問題を区別しましょう。 ④ 要望事項を整理しましょう。	尊重  互譲	① 周辺環境へ配慮した計画としましょう。 ② わかりやすい説明を心がけましょう。 ③ 責任と誠意のある対応を心がけましょう。

2 | 区内の建築計画に対する紛争予防制度について

① 江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

延べ面積が10,000㎡以下の建築計画について、建築紛争を未然に防ぐための「早期の計画説明義務」や当事者間で話し合いつかない時のための「区が中立的立場で調整する仕組み」を設けています。

② 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

延べ面積が10,000㎡を超える建築計画について、建築紛争を未然に防ぐための「申し出のあった近隣関係住民への説明義務」や当事者間で話し合いつかない時のための「都が中立的立場で調整する仕組み」を設けています。

③ 江東区大規模データセンターに係る建築計画の早期周知に関する指導要綱 ※区独自の取り組み

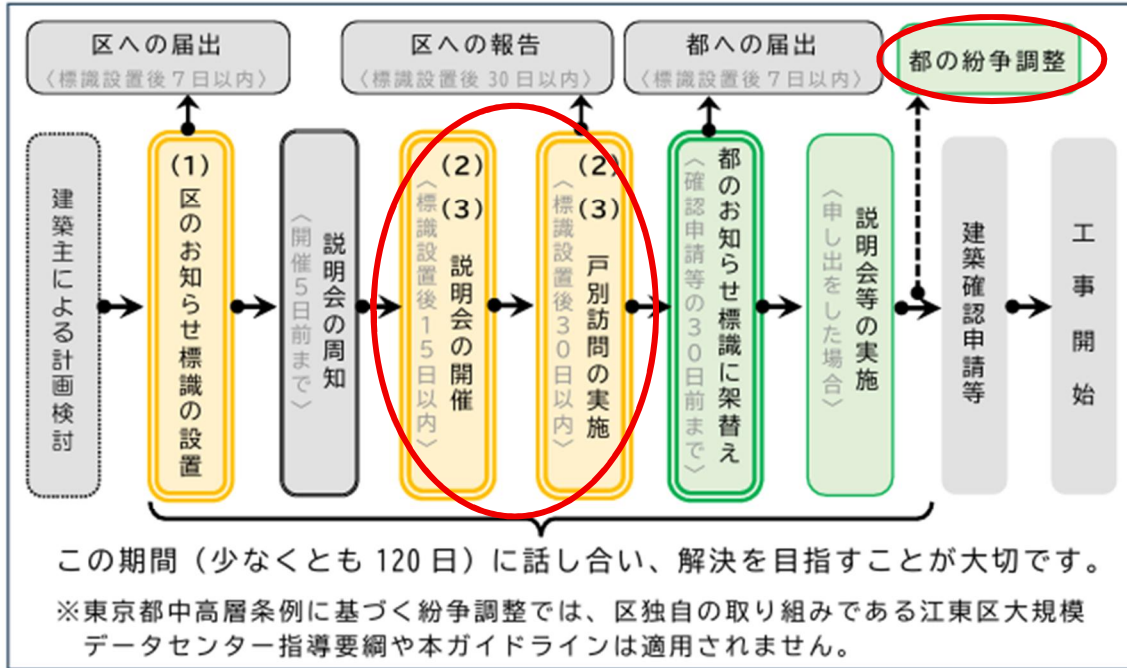
本要綱は、大規模データセンターの建設に対する区民の皆様の不安をできる限り解消するため、区独自の取り組みとして「より早期の計画周知」や「周辺の生活環境への配慮事項の明示」を指導することで、近隣関係住民が計画への理解を進めるための話し合いを促すことを目的としています。

※黄色マーカーは山中による

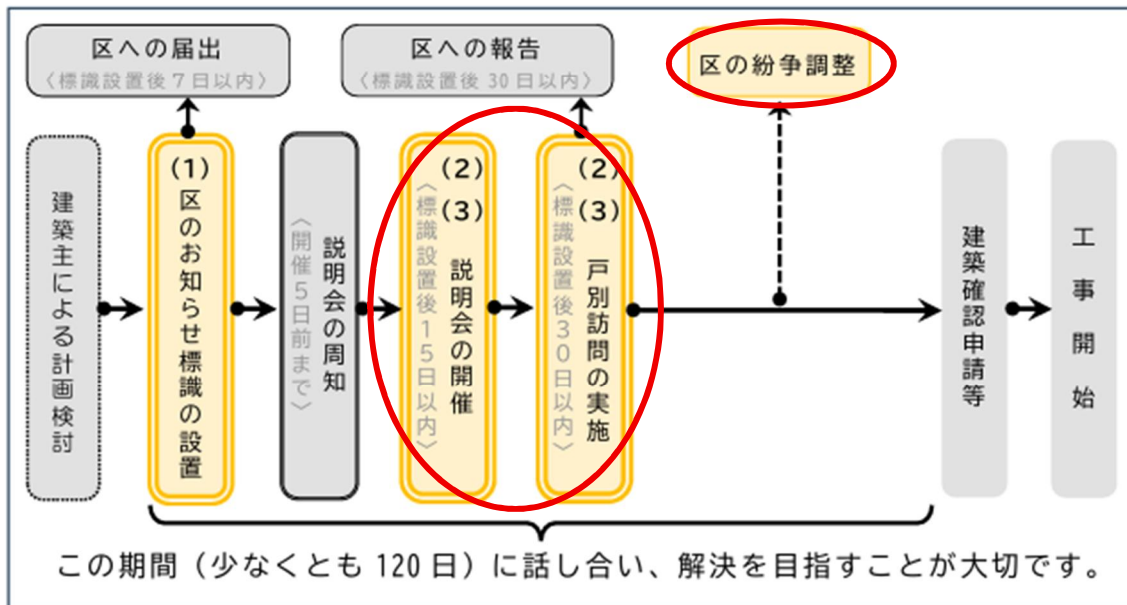
3 | 解決に向けた話し合い

紛争の解決に向けた話し合いのおおまかなスケジュールは以下のとおりです。この中で、重要なポイントとなるのは、(1)計画を把握する時(話し合いのスタート)、(2)説明会・戸別訪問で説明を聞く時、(3)意見や要望を伝え、話し合う時、です。

＜延べ面積が 10,000 ㎡を超える計画の場合＞



＜延べ面積が 10,000 ㎡以下の計画の場合＞



近隣自治体の人間ドック及び脳ドックの助成金 (円)

	人間ドック	脳ドック		
		金額	助成頻度	助成年齢
つくば市	17,500	25,000	5年に一度	30歳以上(人間ドック) 40歳以上(脳ドック)
阿見町	23,000	30,000	隔年	30歳以上(人間ドック) 40歳以上(脳ドック)
土浦市	20,000	27,000	3年に一度	40歳以上
常総市	20,000	30,000	隔年	30歳以上
つくば市みらい市	17,000	28,000	3年に一度	40歳以上
守谷市	20,000	27,000	3年に一度	40歳以上

出典：各市町の HP の情報を参考に山中が作成

つくば市

通知書を通知した日から、20日以上を確保するものとする。

- 2 主管課長は、指名型プロポーザル方式にあつては参加承諾書の提出があつた者全員から提案書を提出させるものとする。提出期間については参加承諾書の提出があつた日から20日以上を確保するものとする。
- 3 前2項の提出期間については、対象業務等の特殊性や緊急性を考慮し、その期間を短縮することができるものとする。

(委員会の開催)

第12条 主管課長は、候補者の選定について、候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催しなければならない。

- 2 委員会は、委員長及び委員を含め、7名以上で構成する。
- 3 委員長は、所管部長をもって充てる。ただし、業務の重要性や内容等を考慮して所管部の担当副市長又は学識経験者等の外部委員を委員長にすることができる。
- 4 委員は、業務の内容等を考慮した上で、学識経験者等の外部委員及びその他主管課長が選定した者で構成するものとする。

(委員会の所掌事務)

第13条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案書等の審査及び評価に関すること。
- (2) 候補者の選定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(提案書の審査方法等)

第14条 委員会において実施要領で定めた審査方法に基づき提案書の提出書類を審査し、原則としてヒアリング等を実施して候補者を選定する。

- 2 審査項目は、次の項目について、当該業務の内容に応じて詳細な項目を適切に定めるものとする。
 - (1) 提案者に関する項目

経営状況、技術者数、実績、担当者の技術力・経験、実施体制等

北上市

7 日程	全体のスケジュール	
8 失格事項	失格事項の明記	
9 その他留意事項	留意事項の明記	
10 担当部署	提出・問合せ先、担当者名等	

第7 プロポーザル選定委員会の設置

当該事業に係るプロポーザルを実施するにあたっては、その決定過程等に公正性、透明性及び客観性が求められることから、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

2 選定委員会の設置及び運営にあたっては、次に掲げる事項を規定したプロポーザル選定委員会要領を策定するものとする。

(1) 選定委員会の所掌事務

ア 実施要領の確認及び選定方法の決定

イ 企画提案書等の審査及び候補者の選定に関すること。

(2) 選定委員会の組織

ア 委員は委員長を含み5人以上で構成し、市長が選任すること。

イ 委員は、所管課（部）長及び所管課職員が、構成員の過半数とならないこと。ただし、所管課（部）が複数の場合はこの限りではない。

ウ 選定委員会の庶務は、所管課において処理すること。

3 前項2号アの委員の専任にあつては、事業の内容（専門性等）を考慮し、市職員以外からも選任すること。ただし、その事業の性質上、外部委員の選任が困難な場合はこの限りではない。

4 前3項に規定するもののほか、選定委員会設置要領の例は別紙【選定委員会設置要領例】による。

第8 選定方法等の決定

選定委員会において、選定方法や評価項目・評価基準を決定する。決定にあたっては、次のことに留意する。

(1) 選定方法

ア 参加資格要件を満たす者の中から、評価項目・評価基準に基づき、調書や実績表又は提案内容、ヒアリング等の内容を審査し、受託候補者を選定するものとする。

イ ヒアリング等を行う時は、提案者名を伏せるか否か、及びヒアリング等を行う順番（企画提案書の受付順等）を定めておく。

○桑名市プロポーザル選定委員会条例

令和6年3月21日

条例第3号

(設置)

第1条 市がプロポーザル方式により締結する契約のうち、高度な技術又は専門的な知識を必要とする事業等(以下「事業」という。)の契約において、最も適した事業者(以下「事業者」という。)を厳正かつ公平に選定するため、事業者の選定ごとに、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)の附属機関として桑名市プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「プロポーザル方式」とは、事業実施に対する企画等に関する提案を求め、提案内容の審査及び評価を行い、その結果をもとに事業者を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事業者を選定するための基準等の策定に関する事項
- (2) プロポーザル方式による事業者の選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。ただし、市長等が必要と認める場合はこの限りでない。

2 委員は、学識経験者、市職員その他市長等が適当と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の半数以上は、市職員以外の者でなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

※黄色マーカーは山中による

出典：桑名市 桑名市プロポーザル選定委員会条例(一部抜粋)

https://www1.g-reiki.net/kuwana/reiki_honbun/r069RG00001771.html

つくば市内のプールの利用料 (円)

	大人	中高生	小人	障がい者
つくばウェルネスパーク	730		410	
洞峰公園プール	370(2h) 740(4h)	210(2h) 420(4h)	150(2h) 300(4h)	
みどりのプール	550	270		
つくば市ふれあいプラザ	410	200(未就学児無料)		
花畑近隣公園・二の宮公園プール	220	110		

つくば市 HP から抜粋し、山中が料金表を作成

道の駅うつのみや ヴィラ・デ・アグリ内にあるスパ施設「アグリスパ」の利用料金

○料金→温水プール「アグリスパ」のみ

大人	1,020円
シルバー (宇都宮市内在住の60歳以上の方)	970円
中学生	510円
3歳以上小学生まで	460円

※身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者(1名)は、無料です。手帳を窓口でご提示ください。

○アグリスパ&湯処あぐりセット券

大人	1,370円
シルバー (宇都宮市内在住の60歳以上の方)	1,320円
中学生	710円
3歳以上小学生まで	660円

出典：道の駅うつのみや ろまんちっく村ホームページ

ヴィラ・デ・アグリ内にあるスパ施設「アグリスパ」の利用料金から一部抜粋
<https://www.romanticmura.com/stay/#agrispa>

城里町 健康増進施設 ホロルの湯の入場料

■ 入場料 (入湯税込み※高校生以上)

	平日	休日 土日祝祭日・年始・盆など	メンズデー (平日に限る)	レディースデー (平日に限る)	16:00~
大人 高校生以上	¥880	¥1,100	水曜日平日 男性 ¥780	木曜日平日 女性 ¥780	平日 ¥700 休日 ¥860
小人 3歳~中学生	¥440	¥550	¥440	¥440	平日 ¥350 休日 ¥430

出典：城里町 健康増進施設 ホロルの湯 HP より一部抜粋
<https://www.hororunoyu.jp/>

小人は
中学生まで

※赤字・吹出しは山中による